

資料No.1	国民健康保険システム標準化 第3回合同ワーキングチーム
	令和7年11月10日

国民健康保険システム標準化

令和7年度標準仕様書改定
第3回合同ワーキングチーム

令和7年11月10日

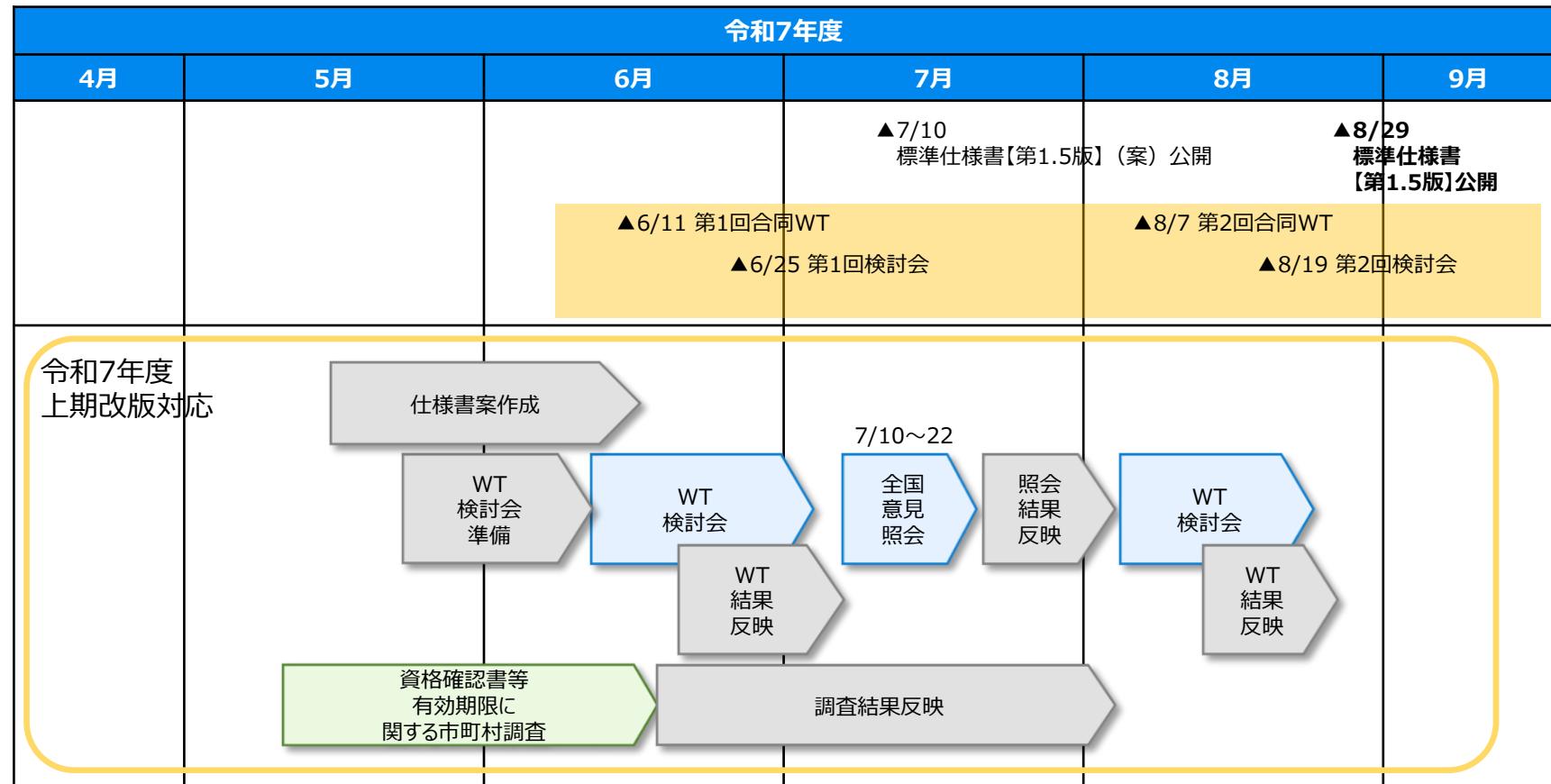
目次

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容
2. 今年度下期実施事項
3. 制度改正に関する要件の取り込みについて
4. 国保標準仕様書【第1.5版】の持ち越し事項の対応について
5. その他修正
6. 今年度下期スケジュール

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

国民健康保険システムの標準化においては、令和3年度より検討を開始し、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）を公開し、その後も制度改正や持ち越し事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改定を行い、令和7年度上期においては資格確認書等の有効期限の見直し等の検討を行い、**令和7年8月29日に国保標準仕様書【第1.5版】を公開したところ。**

 : 事務局が実施する作業  : 検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



2. 今年度下期実施事項

標準化の対応としては、デジタル庁より示された「地方公共団体情報システム標準化基本方針（改定案）について」（令和5年7月展開）（※）のとおり、令和5年3月末時点で公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度末までに移行することを目指すこととなる。

他方、国保標準仕様書においては、【第1.5版】において持ち越し事項とした課題が残存していることや、来年度に向けた制度改正に対応する必要があることから、引き続き改定を行う。

なお、令和5年度以降の改定にて追加・変更した機能要件等の適合基準日については、令和7年度末までに適合が必要となる制度改正に係る事項を除き、令和8年度以降となる。

（※）当該資料については令和6年12月24日に改訂されている。

今年度下期において、対応を予定している内容は以下のとおり。

- 制度改正等に関する要件の取り込みについて

今年度下期に国保として検討すべき制度改正等として、高額介護合算療養費の支給手続き簡素化及び外国人被保険者の収納状況把握に係る対応、資格情報のお知らせの様式改訂について整理する。

⇒後述【3章】に記載。

- 国保標準仕様書【第1.5版】の持ち越し事項の対応

国保標準仕様書【第1.5版】より持ち越した検討・課題事項について対応方針の決定、国保標準仕様書への反映を行う。

⇒後述【4章】に記載。

- その他修正について

これまでにいただいたご意見等を踏まえて、改めて事務局において検討を行い、修正が必要と判断した対応について整理する。

⇒後述【5章】に記載。

3. 制度改正等に関する要件の取り込みについて

今後対応が必要となる制度改正等については以下のとおり。

#	項目	対応方針及び対応状況	国保標準仕様書【第1.6版】(案)		該当機能の実装類型
			取込状況	修正対象	
1	高額介護合算療養費の支給手続き簡素化対応について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、 国保システムに必要となる機能について検討し、国保標準仕様書へ反映する。	<u>取込済み</u>	(別紙1) 業務フロー (別紙2) 機能・帳票要件 (別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト	標準オプション
2	外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について	「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。」と示されたことをうけ、 市町村において外国人の保険料収納情報等を把握 できるようにしたうえで、その情報を令和9年6月から公共サービスメッシュを用いて出入国在留管理庁へ連携し、外国人の在留審査時に活用する方針で検討されている。 本対応に伴い、 国保システムに必要となる機能について検討し、国保標準仕様書へ反映する。	<u>取込済み</u>	(別紙1) 業務フロー (別紙2) 機能・帳票要件	実装必須 または 標準オプション
3	資格情報のお知らせの様式改訂について	「資格情報のお知らせの様式の見直しについて」（令和7年10月16日事務連絡）において、保険者や医療機関における実務の状況を踏まえ、 資格情報のお知らせの切り取り部分に「適用開始年月日」を追加する様式の見直し が示されたことを受けて、 国保標準仕様書へ反映する。	<u>取込済み</u>	(別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト	標準オプション

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 高額介護合算療養費の支給手続き簡素化対応について

課題

令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項を受け、「令和6年地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、国民健康保険の高額介護合算療養費の支給申請の手続の簡素化については、「令和6年度以降にシステム改修を順次実施し、改修完了後、速やかに運用を開始する。」と示されている。

これを踏まえ、「市町村が行う国民健康保険の高額介護合算療養費の支給申請の手続の簡素化等について」（令和7年10月31日付け保国発1031第1号）が発出され、改正の趣旨及び概要について通知されたことから、本対応に必要となる機能要件等について、国保標準仕様書への反映を検討する必要がある。

方針（案）

上記事務連絡を受けて、必要となる機能について事務局において検討を行った。

検討の結果、国保標準仕様書【第1.6版】（案）においては、高額介護合算療養費の仮算定の事務処理を行う際に、被保険者からの継続支給の希望有無を受け付け、管理するために必要となる以下の機能を反映することとしたが、いかがか。（詳細については「（別紙2）国保_機能・帳票要件_03_給付管理」参照。）

なお、標準システムにおける対応方針の詳細については「【別添①】基本設計の観点および方針について（高額介護合算支給申請簡素化）」参照。

1. 高額介護合算療養費の継続支給管理に係る機能

#	業務	小分類	機能ID	機能要件	実装区分
1	給付	17.1.7 効用候補世帯抽出	0242890	高額介護合算療養費の算定状況、支給状況を基に、高額介護合算療養費を効用する候補対象者及び支給申請の簡素化による支給をする候補対象者を抽出できること。	標準オプション
2			0242891	高額介護合算療養費を効用する候補対象者及び支給申請の簡素化による支給をする候補対象者を確認するためのリストを出力できること。	
3			0242892	高額介護合算療養費支給申請の簡素化による支給の実施有無を選択できること。	
4			0242893	高額介護合算療養費支給申請の簡素化による支給の判定において、支給申請簡素化による継続支給の初回申請時に確認した被保険者の継続支給の希望有無を考慮すること。また、世帯構成の変更が生じた世帯、保険料（税）の未納世帯をリストに出力し、確認可能とすること。	
5			0242894	高額介護合算療養費の申請状況・支給状況について、照会できること。	

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 高額介護合算療養費の支給手続き簡素化対応について

方針（案）

1. 高額介護合算療養費の継続支給管理に係る機能（つづき）

#	業務	小分類	機能ID	機能要件	実装区分
6	給付	17.1.7 効用候補世帯抽出	0242895	特定の世帯に対し、高額介護合算療養費を効用するか、支給申請を簡素化とするかを変更できること。	標準オプション
7			0242896	仮算定結果を基に、高額介護合算療養費支給額計算結果連絡票を作成できること。 ■帳票詳細要件 シート：給付-6■	
8			0242897	介護保険システムに連携するための計算結果連絡票情報を出力できること。	
9		17.1.8 効用通知作成	0242898	仮算定結果を基に、高額介護合算療養費を効用する世帯に対し、高額介護合算療養費効用通知書、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を作成できること。 ■帳票詳細要件 シート：給付-8■ ■帳票詳細要件 シート：給付-14■	
10			0242899	世帯構成の変更、保険料（税）の未納等により、前回の支給までは支給申請を簡素化していたが、今回より支給申請を効用する世帯に対する高額介護合算療養費効用通知書及び高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書について、支給申請を簡素化しないとした理由毎に山分け若しくはソートし、出力できること。	
11		17.1.9 継続支給登録	0242900	高額介護合算療養費を支給申請の簡素化により支給する世帯について、支給情報を登録できること。 【管理項目】 ・支給申請書整理番号 ・被保険者番号 ・宛名番号 ・対象年度 ・支給申請区分 ・申請年月日 ・計算開始年月日 ・計算終了年月日 ・自己負担額交付申請有無 ・所得区分 ・70歳以上所得区分 ・支給申請形態区分 ・基準日保険者名称 ・申請者情報（宛名番号、郵便番号、住所、電話番号、氏名） ・介護被保険者番号 ・介護被保険者開始年月日 ・介護被保険者終了年月日 ・支給方法（窓口、口座） ・振込先金融機関情報（金融機関コード、金融機関支店コード） ・振込先口座情報（預金種別、口座番号、口座名義人） ・他保険者加入歴情報（保険者名、適用開始日、適用終了日） ・公金口座希望有無	

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 高額介護合算療養費の支給手続き簡素化対応について

方針（案）

1. 高額介護合算療養費の継続支給管理に係る機能（つづき）

#	業務	小分類	機能ID	機能要件	実装区分
12	給付	17.1.9 継続支給登録	0242901	高額介護合算療養費を支給申請の簡素化により支給する世帯について、一括で支給情報を登録できること。	標準オプション
13			0242902	介護保険課側の総合事業の調整により、高額介護合算療養費の支給見込み額が発生した世帯のうち、支給申請の簡素化により支給する世帯について、支給情報を登録できること。	
14		17.2.1 申請登録	0242903	高額介護合算療養費の申請情報について、初回申請時に受け付けた支給申請の簡素化の希望有無を登録できること。 【管理項目】 ・支給申請簡素化希望有無	

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(2) 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について

課題

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。」と示されたことをうけ、**市町村において外国人の保険料収納情報等を把握**できるようにしたうえで、その情報を令和9年6月から公共サービスメッシュを用いて出入国在留管理庁へ連携し、外国人の在留審査時に活用する方針で検討されている。本対応に伴い、**国保システムに必要となる機能について検討し、国保標準仕様書へ反映する。**

方針（案）

本対応に必要となる機能については、令和7年10月7日に厚生労働省保険局国民健康保険課主催で開催された市町村向け説明会資料において以下のとおり示されている。（説明会資料の全量については「【別添②】説明会資料」参照。）

行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策：機能要件（案）（関係省庁と調整中）

○自治体での把握・集計

No.	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
1	市町村で指定した基準日時点において、外国人である対象者に関する収納状況を抽出、出力できること。 【管理項目】 ・被保険者記号・番号・世帯主の宛名番号・世帯主氏名 ・世帯主生年月日・世帯主国籍コード・世帯主在留資格コード ・世帯主在留期間満了日・世帯の旧ただし書き所得 ・世帯未申告区分・滞納区分（※1） ・調定額・収納額・納期限 ※1.収納額/調定額<1である場合、1を設定する。 また、不能欠損とした額は未納額として取り扱わないこととする。なお、過誤納により、収納額>調定額となる場合、収納額は調定額とする（過誤納分は収納額に含めない）	実装必須	・外国人であるかどうかの判断は基準日時点で行うが、基準日時点に国保資格を有しているかは問わず、調定額及び収納額を抽出すること。

○入管庁への連携

No.	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
1	外国人世帯主の世帯に属する外国人被保険者の収納状況について、自治体間サークルへ副本登録する必要のある対象者を抽出し、副本データを作成できること。 ○特定個人情報（管理番号XX）に準拠する。	実装必須	・出入国在留管理庁において、在留期間更新申請や在留資格変更申請に対し、保険料の未納状況等を含め審査することを目的に副本データを作成する。 ・出入国在留管理庁への連携を念頭に、直近5年分の調定額及び収納額の期別情報を連携することとする。
2	外国人世帯主の世帯に属する外国人被保険者の収納状況について、特定の対象者を個別に指定し、副本データを作成できること。 ○特定個人情報（管理番号XX）に準拠する。	実装必須	・出入国在留管理庁において、在留期間更新申請や在留資格変更申請に対し、保険料の未納状況等を含め審査することを目的に副本データを作成する。 ・出入国在留管理庁への連携を念頭に、直近5年分の調定額及び収納額の期別情報を連携することとする。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(2) 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について

方針（案）

前ページに示した市町村向け説明会資料の内容をもとに、必要となる機能について事務局において検討を行った。

検討の結果、国保標準仕様書【第1.6版】（案）においては、「外国人被保険者における収納状況の把握に係る機能」と「保険料（税）の前納に係る機能」、「公共サービスメニューを介した収納状況の連携に係る機能」のそれぞれについて、以下の機能を追加することとしたが、いかがか。（詳細については「（別紙2）国保_機能・帳票要件」参照。）

1. 外国人被保険者における収納状況の把握に係る機能

#	業務	小分類	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
1	資格	4.5.1 外国人未 納対象者 一覧作成	0242906	<p>市町村で指定した基準日時点において、外国人である対象者に関する収納状況を抽出、出力できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者記号・番号・世帯主の宛名番号・世帯主氏名・世帯主生年月日・世帯主国籍コード・世帯主在留資格コード・世帯主在留期間満了日・世帯の旧ただし書き所得・世帯未申告区分・未納フラグ（※1）・調定額・収納額・納期限 <p>※1. 収納額/調定額 < 1 である場合、1を設定する。 また、不納欠損とした額は未納額として取り扱わないととする。 なお、過誤納により、収納額 > 調定額となる場合、収納額は調定額とする (過誤納分は収納額に含めない)</p>	実装必須	調整中 (制度施行日)
2			0242907	外国人である対象者の収納状況の抽出条件（抽出範囲）については、賦課年度、対象年度、期数及び納期限を任意に変更できること。		

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(2) 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について

方針（案）

2. 保険料（税）の前納に係る機能

#	業務	小分類	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
1	資格	2.1.1 被保険者 資格確認	0242910	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯を抽出できること。	標準オプション	—
2		2.1.2 被保険者 資格登録	0242908	国保資格の登録を行う際、1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者である旨を登録、修正、削除し、管理、照会することができる。		
3		2.1.2 被保険者 資格登録	0242909	国保資格の登録後に1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者であることを確認した際、その情報を登録、修正、削除し、管理、照会することができる。		
4	賦課	7.3.1 本算定賦 課計算	0242911	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料（税）を本算定で賦課する最初の納期限のみに期割できること。		
5		8.1.2 現年度更 正	0242912	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料（税）を次回の納期限のみに期割できること。		
6			0242913	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料（税）を一括で次回の納期限のみに期割できること。		
7		8.9.1 過年度更 正	0242916	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料（税）を次回の納期限のみに期割できること。		
8			0242917	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料（税）を一括で次回の納期限のみに期割できること。		
9		9.1.1 仮算定賦 課計算	0242919	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料（税）を第1期納期限のみに期割できること。		
10		9.2.3 仮算定更 正	0242920	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料（税）を次回の納期限のみに期割できること。		
11			0242921	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主である世帯の保険料（税）を一括で次回の納期限のみに期割できること。		

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(2) 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について

方針（案）

2. 保険料（税）の前納に係る機能（つづき）

#	業務	小分類	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
12	賦課	11.1.1 被保険者 賦課状況 確認	0242914	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主であることから前納対象としたことを理由に一括徴収するための期割を行ったことを照会できること。	標準オプション	-
13		12.3.2 報告資料 作成	0242918	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主であることから前納対象としたことを理由に一括徴収を決定した調定及び収納額を抽出、集計できること。		
14	収納	13.1.4 収納情報 照会	0242915	1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者が世帯主であることから前納対象としたことを理由に一括徴収するための期割を行ったことを照会できること。		

3. 公共サービスメッシュを介した収納状況の連携に係る機能

#	業務	小分類	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
1	賦課	10.3.1 副本データ作成	0242923	外国人世帯主の世帯に属する外国人被保険者の収納状況について、自治体中間サーバへ副本登録する必要のある対象者を抽出し、副本データを一括作成できること。	実装必須	調整中 (制度施行日)
2			0242924	外国人世帯主の世帯に属する外国人被保険者の収納状況について、特定の対象者を個別に指定し、副本データを作成できること。	標準オプション	-
3			0242925	副本データが作成された対象者について、副本登録対象者一覧を出力できること。		
4		10.3.2 副本転送 結果確認	0242926	自治体中間サーバに転送した副本データについて、登録結果を確認できること。	実装必須	調整中 (制度施行日)

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(3) 資格情報のお知らせの様式改訂について

課題

「資格情報のお知らせの様式の見直しについて」（令和7年10月16日事務連絡）において、保険者や医療機関における実務の状況を踏まえ、資格情報のお知らせの切り取り部分に「適用開始年月日」を追加する様式の見直しが示されたことを受けて、**国保標準仕様書へ反映する。**

方針（案）

事務連絡に示されたとおり資格情報のお知らせの切り取り部分用の「適用開始年月日」を（別紙3）帳票詳細要件及び（別紙4）帳票レイアウトへ追加したいと考えるがいかがか。

なお、当該事務連絡において「なお、保険者において、システム改修の準備ができ次第、順次対応するものとして差し支えなく、令和5年12月22日付事務連絡でお示ししていた参考例についても、当分の間、使用可能とする予定です。」と示されていることから、標準オプション項目として追加した。

＜対象帳票＞

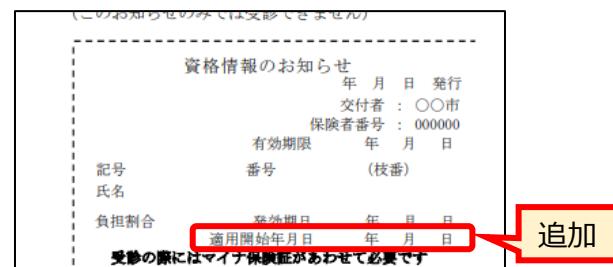
業務名	帳票番号	帳票名
資格	49	資格情報のお知らせ
	50	資格情報のお知らせ（特別療養）

＜（別紙3）帳票詳細要件＞

システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示
携帯用適用開始年月日	和暦表記		●		●

＜（別紙4）帳票レイアウト＞

対象帳票の帳票レイアウトについて、1ページ目は従来通りのレイアウト（「適用開始年月日」を記載しないレイアウト）を示すこととし、2ページ目に「適用開始年月日」を記載したレイアウト（下記イメージ参照）を示し、いずれかを利用いただくこととした。



4. 国保標準仕様書【第1.5版】の持ち越し事項の対応について

国保標準仕様書【第1.6版】（案）における検討・課題事項の対応状況は以下のとおり。（各課題の詳細については、「【資料No.1別紙1】検討・課題事項一覧_国保」参照）

#	検討・課題事項	対応方針及び対応状況	国保標準仕様書【第1.6版】（案）		該当機能の実装類型
			取込状況	修正対象	
1	標準化期限後における適合基準日の考え方について	<p>（別紙2）機能・帳票要件において実装必須機能に対し規定している適合基準日について、標準化期限（令和8年4月1日）後に制度施行を迎える制度改正対応に係る機能の適合基準日は制度施行日とすることとしているが、各市町村における当該機能の国保システムへの適用は事前検証等の都合により制度施行日後となるケースも想定されることから、市区町村における事務に支障が生じないことを前提に、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう適合基準日の記載を見直すよう、第2回検討会にて対応方針を承認いたいたところ。</p> <p>適合基準日に記載する条項の詳細については、厚生労働省にて検討中のため、方針が示され次第、仕様書へ反映を行い、あわせて本紙に考え方を示す予定。</p> <p>なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能及び3章に示した「外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策」にて追加を予定している実装必須機能について見直しを行う予定。</p>	未取込	本紙 (別紙2) 機能・帳票要件	実装必須
2	生活保護システムとの連携要件の追加について	国保標準仕様書及び機能別連携仕様において、生活保護システムから生活保護受給情報を連携する機能が規定されていないが、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（保発0120第7号令和5年1月20日）」の省令により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されたことから、生活保護受給情報の連携が必要ではないかといった市区町村からの問合せを受けて、 要件追加の検討を行う必要がある。	取込済み	(別紙2) 機能・帳票要件	標準オプション

4. 国保標準仕様書【第1.5版】の持ち越し事項の対応について

(1) 生活保護システムとの連携要件の追加について

課題

国保標準仕様書及び機能別連携仕様において、生活保護システムから生活保護受給情報を連携する機能が規定されていないが、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（保発0120第7号令和5年1月20日）」の省令により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されたことから、生活保護受給情報の連携が必要ではないかといった市区町村からの問合せを受けて、生活保護システム標準化検討会事務局と調整した結果、令和8年1月末の改版にて連携機能の追加が可能である旨の回答をいただいたため、国保標準仕様書としても、要件追加の検討を行う必要がある。

方針（案）

第2回WTにて機能要件（案）をお示ししたとおり、以下の機能要件を標準オプション機能として追加することでいかがか。

<【別添③】標準仕様書【第1.6版】（案）（別紙2）国保_機能・帳票要件_01_資格管理より抜粋>

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分	
			指定 都市	一般市 区町村
2.4.1 国保資格不整合 一覧作成	0242904	生活保護受給情報を登録又は参照できること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.4.1 国保資格不整合 一覧作成	0242905	他システム連携によって登録された生活保護受給情報を基に、資格情報との不整合が生じている対象者の一覧を出力できること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 他システムからの受信機能としては、機能ID：0240164「市町村他システムより、「地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（国民健康保険）」に示す情報を連携（受領）し、国民健康保険システムで利用できること。」と規定済みのため、生活保護システムからの個別の受信機能としては、規定しない。

また、機能要件の追加にあわせて、生活保護システムから国保システムへの連携要件をデータ要件・連携要件標準仕様書へ追加いただくよう、デジタル庁へ依頼を行う予定。

5. その他修正

事務局において改めて国保標準仕様書の内容を見直した結果、修正要否の検討が必要と判断した内容について、以下に示す。なお、修正が必要と判断したものについては国保標準仕様書【第1.6版】（案）へ取り込んでいる。

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.6版】（案）		該当機能の実装類型
			取込状況	修正対象	
1	本紙記載内容の見直しについて	令和8年1月末公開予定の【第1.6版】は、標準化期限（令和8年4月1日）前の最終版となることから、標準仕様書本紙の記載内容について、介護・後期標準仕様書と不統一な内容や、直近のデジタル庁や関係省庁等の検討状況を踏まえて見直しを行う。	取込済み	本紙	—
2	納入通知書における期別欄のシステム印字要否に関する規定追加について	納入通知書の期別欄については、市区町村によって表記内容が異なることから、帳票レイアウトにおいては固定文言を規定せず空欄として示し、システム印字項目を規定していなかったところであるが、システム印字を要望するご意見をいただいたことから規定を見直す。	取込済み	本紙	—
3	納付証明書の出力年度の単位に関する要件追加について	税務標準仕様書において、納税証明書は課税年度・賦課年度、複数税目をまとめて出力するか選択可能としているのに対し、国保の納付証明書においては、指定した賦課年度で発行できることと規定しており、年度を遡及した際の更正後の金額を出力できないのではないかとのご意見をいただき、税務標準仕様書の仕様と横並びとなるよう要件の見直しを行う。	取込済み	(別紙2) 機能・帳票要件	標準オプション(機能追加)
4	医療機関情報取込機能への補足追記について	機能ID：0242588に規定している国保連合会等より受領した医療機関データの登録機能に関して、国保中央会より公開しているインターフェースの項目の内容について読み取り誤りが懸念されるため、補記を行う。	取込済み	(別紙2) 機能・帳票要件	実装必須(補記)
5	長期入院該当の場合の交付者印について	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の長期入院該当の場合、交付者印のシステム印字要否について質問をいただいたことをうけ、必須項目として規定している交付者印を標準オプション項目へ見直す。	取込済み	(別紙3) 帳票詳細要件	必須項目(標準オプションへ変更)
6	一部帳票のカスタマーバーコードの実装類型見直しについて	カスタマーバーコードの印字対象帳票の再整理を行った結果、カスタマーバーコードを印字できない帳票が存在することが判明したことから、該当帳票の項目を標準オプション項目に見直し、本紙に規定している印字対象帳票の条件を見直す。	取込済み	本紙 (別紙3) 帳票・詳細要件	必須項目(標準オプションへ変更)
7	納入通知書（単票）の帳票レイアウトへの文言追記について	現年度と過年度の「納入通知書」の帳票レイアウトに、明細外の件数>0の場合に印字する文言の差異があり、現年度の「納入通知書」に記載が漏れていたことから見直しを行う。	取込済み	(別紙4) 帳票レイアウト	必須項目(記載追記)

5. その他修正

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.6版】(案)		該当機能の実装類型
			取込状況	修正対象	
8	納付証明書の備考欄追加について	「世帯主に対して交付する納付証明書に、世帯に属する被保険者名を備考欄等に記載することは可能か」とのご意見を受けて、収納-12「納付額証明書」の帳票詳細要件及び帳票レイアウトに備考欄の規定がないため、システム印字項目として備考欄の追記を行う。	取込済み	(別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト	必須項目 (項目追加)
9	誤植修正等の反映	以下の事項について、仕様書へ反映する。 ①「対象年度」の用語不統一箇所の修正 ②その他誤記等の修正	取込済み	本紙 (別紙2) 機能・帳票要件 (別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト	-

5. その他修正

(1) 本紙記載内容の見直しについて

令和8年1月末公開予定の【第1.6版】は、標準化期限（令和8年4月1日）前の最終版となることから、標準仕様書本紙の記載内容について、介護・後期標準仕様書と不統一な内容や、直近のデジタル化や関係省庁等の検討状況を踏まえて見直ししたいと考えている。

見直しを行った結果、事務局において修正すべきと判断した内容について、本紙【第1.6版】（案）及び修正事項一覧_【第1.6版】（案）に修正案を反映した。

（詳細については「国民健康保険システム標準仕様書【第1.6版】（案）」及び「修正事項一覧_【第1.5版】（案）」参照。）

(2) 納入通知書における期別欄のシステム印字要否に関する規定追加について

納入通知書の期別欄については、市区町村によって表記内容が異なることから、帳票レイアウトにおいては固定文言を規定せず空欄として示し、システム印字項目を規定していなかったところであるが、システム印字を要望するご意見をいただいたことから、システム印字またはプレ印字を想定してシステム印字しないいずれの対応も選択可能とすることを、本紙に追記したいと考えている。

本紙 第3章 2. (3) 帳票印字項目の留意事項について

○システム印字項目の編集方法について

納入通知書の期別欄については、市区町村によって表記内容が異なることからシステム印字項目として規定せず帳票レイアウトは空欄とするが、システム印字またはプレ印字を想定してシステム印字しないことを選択可能とする。

<（別紙4）帳票レイアウト>

資産割	期別	納付額	納期限
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
特	月別	徴収額	(当年度の仮徴収の予定額)
	4日		

5. その他修正

(3) 納付証明書の出力年度の単位に関する要件追加について

税務標準仕様書において、納付証明書は課税年度・賦課年度、複数税目をまとめて出力するか選択可能としているのに対し、国保の納付証明書においては、指定した賦課年度で発行できることと規定しており、年度を遡及した際の更正後の金額を出力できないのではないかとのご意見をいただいた。改めて要件を検討した結果、税務標準仕様書の仕様と横並びとなるよう「税額を決定及び通知した年度」「本来課税を行うべき年度」の両年度の単位で出力可能とするよう規定したいと考えている。

なお、該当機能（機能ID：0241739）は実装必須機能であることから、両年度の単位で出力可能とする要件を標準オプション機能として追加したいと考えるがいかがか。

<（別紙2）機能・帳票要件>

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分	
			指定 都市	一般市 区町村
13.11.1 各種納付証明書 発行	0241739	指定した賦課年度の納付証明書を個別に発行できること。 ■ 帳票詳細要件 シート：収納-9 ■ ■ 帳票詳細要件 シート：収納-10 ■	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
13.11.1 各種納付証明書 発行	0242922	納付証明書の出力の際、「保険料額（税額）を決定及び通知した年度」または「本来課税を行うべき年度」の指定した年度単位に発行できること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

要件追加

5. その他修正

(4) 医療機関情報取込機能への補足追記について

機能ID：0242588に規定している国保連合会等より受領した医療機関データの登録機能に関して、以下のとおりデータ項目を示しているが、国保中央会より公開しているインターフェースの項目の内容について読み取り誤りが懸念されるため、以下のとおり「医療機関県番号」「医療機関点数区分」「医療機関番号」が「医療機関番号」に集約されて連携されることを補記を行いたいと考えるがいかがか。

<（別紙2）機能・帳票要件>

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定 都市	一般市 区町村	
23.1.2 医療機関 情報照会・登録	0242588	国保連合会等より受領した医療機関データ に含まれる下記の項目について、一括で登 録、修正できること。 ・医療機関県番号 ・医療機関点数区分 ・医療機関番号 ・医療費通知の作成に必要となる項目	◎	◎	2025年7月28日に国民健康保険中央会より公開された「医療機関マ スター（市町村国保システム連携用）作成対応について」に記載さ れている、医療機関情報を登録するためのインターフェース「SN_IF856」 においては、「機能・帳票要件」に示されている項目「医療機関県番号」 「医療機関点数区分」「医療機関番号」が、当該インターフェースの「医療 機関番号」に集約されて連携されることとなる。

5. その他修正

(5) 長期入院該当の場合の交付者印について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の長期入院該当の場合、交付者印のシステム印字要否について質問をいただき、改めて要件を整理した。

該当の交付者印は帳票詳細要件に必須項目として規定しているものの、長期入院該当者からの申請に基づき押印を実施するものであることから、交付者印を押印する件数は実運用上多くないものと想定され、職員による押印による対応であっても支障はないものと考える。

また、新たに資格確認書における任意記載項目として出力することで、押印が不要となる運用も可能となっていることを踏まえ、国保標準仕様書においては、必須項目として規定している交付者印を標準オプション項目へ見直したいと考えるがいかがか。

<修正対象帳票>

業務名	帳票番号	帳票名
資格	04	国民健康保険標準負担額減額認定証
	05	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

< (別紙3) 帳票詳細要件>

システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	要件作成における 経緯・留意事項等
公印2	長期入院該当の保険者の公印 ※初期設定により、出力有無を設定できること 例) 事前（フレ）印刷がある場合、出力しない。		●		公印2は長期入院該当者からの申請に基づき押印を実施するものであることから、交付者印を押印する件数は実運用上多くないものと想定され、システム印字ではなく職員による押印による対応であっても支障はないこと。 また、新たに資格確認書における任意記載項目として出力することで、押印が不要となる運用も可能となっていることを踏まえ、公印2をシステム印字可能とする標準オプションとする。

必須からオプションへ変更

< (別紙4) 帳票レイアウト>

額 対 象 者	氏名	
	生年 月日	年 月 日
発効期日	年 月 日	
長期入院 該 当	年 月 日	交付 者印
保険者番号 並びに交付 者の名称及 び印	□□□□□ ○○市	印

5. その他修正

(6) 一部帳票のカスタマーバーコードの実装類型見直しについて

市区町村における事務を考慮し、大量印刷物においてカスタマーバーコードの印字を可能とするために実装必須項目として帳票詳細要件に規定しているが、対象帳票の再整理を行った結果、以下の理由によりカスタマーバーコードを印字できない帳票が存在することが判明したことから、該当帳票の項目を標準オプション項目に見直したいと考えるがいかがか。

＜印字不可理由＞

- ① 被保険者向けではなく、金融機関、他市区町村等の事業者／団体向け
- ② 被保険者向けであるが、大量印刷帳票ではなくオンラインでの随時発行を想定している

また、本紙においてカスタマーバーコードの印字対象帳票を「大量印刷物」と規定していることから、「個人宛てかつ大量印刷物」の帳票を対象とするよう規定を見直したいと考えるがいかがか。

＜修正対象帳票＞

業務名	帳票番号	帳票名	印字不可理由
資格	19	資格照会資料	
賦課	04	国民健康保険料（税）の賦課資料について（照会）	①宛先が個人向けではない
給付	7	高額介護合算療養費等支給決定通知書	
	8	高額介護合算療養費勧奨通知書	②大量印刷ではない
	13	国民健康保険自己負担額証明書	
	18	国民健康保険高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書	
	34	実態調査について（回答）	
滞納	35	滞納者の実態調査について（照会）	
	49	水道料金の支払状況について（照会）	
	50	生命保険の契約事項について（照会）	
	52	預貯金の調査について（照会）	①宛先が個人向けではない
	62	給料等の支払状況について（照会）	
	64	年金等の支払状況について（照会）	
	66	電気料金の支払状況について（照会）	
	68	携帯電話加入契約者の調査について（照会）	
	70	住民票の交付申請について	

5. その他修正

(6) 一部帳票のカスタマーバーコードの実装類型見直しについて

< (別紙3) 帳票詳細要件>

システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可
カスタマーバーコード			●	

必須からオプションへ変更

本紙 第3章2. (3) 窓空宛名のシステム印字項目について

追記

○カスタマーバーコードについて

市区町村における事務を考慮し、個人宛てかつ大量印刷物においてはカスタマーバーコードの印字が必要であると考えることから、本仕様書では個人宛てかつ大量印刷物を中心に対象帳票の整理を行った上で、カスタマーバーコードを帳票毎に実装必須項目として帳票詳細要件に示すこととする。

5. その他修正

（7）納入通知書（単票）の帳票レイアウトへの文言追記について

賦課23「過年度納入通知書作成（単票）」の帳票レイアウトには、明細外の件数>0の場合に印字する文言（「上記被保険者以外他 ●●名、詳細は、お問い合わせください」）が記載されているが、賦課16「納入通知書（単票）」の帳票レイアウトには記載されていないとのご意見を受けて改めて要件を確認したところ、いずれの帳票も、帳票詳細要件にはシステム印字項目として規定しており、賦課16「通知書作成（単票）」の帳票レイアウトの記載が漏れていたことから修正したいと考えるがいかがか。

＜（別紙3）帳票詳細要件＞

システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示
文言4	個人明細外件数 > 0 の場合、"上記被保険者以外他〇名。詳細は、お問い合わせください。"	●			●

＜（別紙4）帳票レイアウト＞

5. その他修正

(8) 納付証明書の備考欄追加について

「世帯主に対して交付する納付証明書に、世帯に属する被保険者名を備考欄等に記載することは可能か」とのご意見を受けて改めて要件の確認したところ、機能・帳票要件には、以下の通り備考欄の追記機能が規定されている（機能ID：0241746）のに対し、収納-12「納付額証明書」の帳票詳細要件及び帳票レイアウトに備考欄の規定がないため、システム印字項目として備考欄を追記したいと考えるがいかがか。

なお、必須項目の追加となるため、従前の様式と別に適合基準日を示すため、帳票詳細要件及び帳票レイアウトは従前の様式には変更を加えず同一帳票番号・帳票IDにて新様式「12.納付額証明書【令11.4.1適合】」を追加し、機能・帳票要件には、適合基準日の相違する様式を示していることを補足として追記する。

<（別紙2）機能・帳票要件>

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	適合基準日
			指定都市	一般市区町村		
13.11.1 各種納付証明書発行	0241746	納付証明書の出力の際、宛名・金額を変更して出力できること。備考欄に自由に追記できること。	◎	◎	・プレビュー、宛名・金額の変更、備考欄の追記について標準オプション機能にすべきとご意見をいただきましたが、税収納と同様に必須機能といたしました。	令和8年4月1日
13.11.2 納付額証明書の発行	0241757	申告用に暦年（1/1～12/31）で納付された保険料（税）納付額を確認するための納付額証明書を一括発行及び即時発行できること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-12 ■	◎	◎	・暦年であることがわかるように記載を見直しました。 ・一括発行と即時発行にて運用できる記載に読み取りにくいとご意見をいただきましたので、記載を見直しました。 ・帳票レイアウト「12_納付額証明書【令11.4.1適合】」について、介護保険システムと横並び観点として、帳票発行時に連絡事項等を出力可能とするため、備考欄を新たに追加しました。 ※帳票レイアウトについては、【適合基準日：令和11年4月1日】	令和8年4月1日

追記

<（別紙3）帳票詳細要件> ※ 新様式として「収納-12【令11.4.1適合】」シートを追加

システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
備考		●			●	介護保険システムと横並び観点として、帳票発行時に連絡事項等を出力可能とするため、備考欄を新たに追加。

項目追加

<（別紙4）帳票レイアウト> ※ 新様式として「12_納付額証明書【令11.4.1適合】」の帳票レイアウトを追加

※ 40歳以上65歳未満で、国民健康保険加入者の方の介護保険料は、国民健康保険料（税）の中
に含まれています。

より証明します。
年 月 日
○○市長
○○ ○○

印

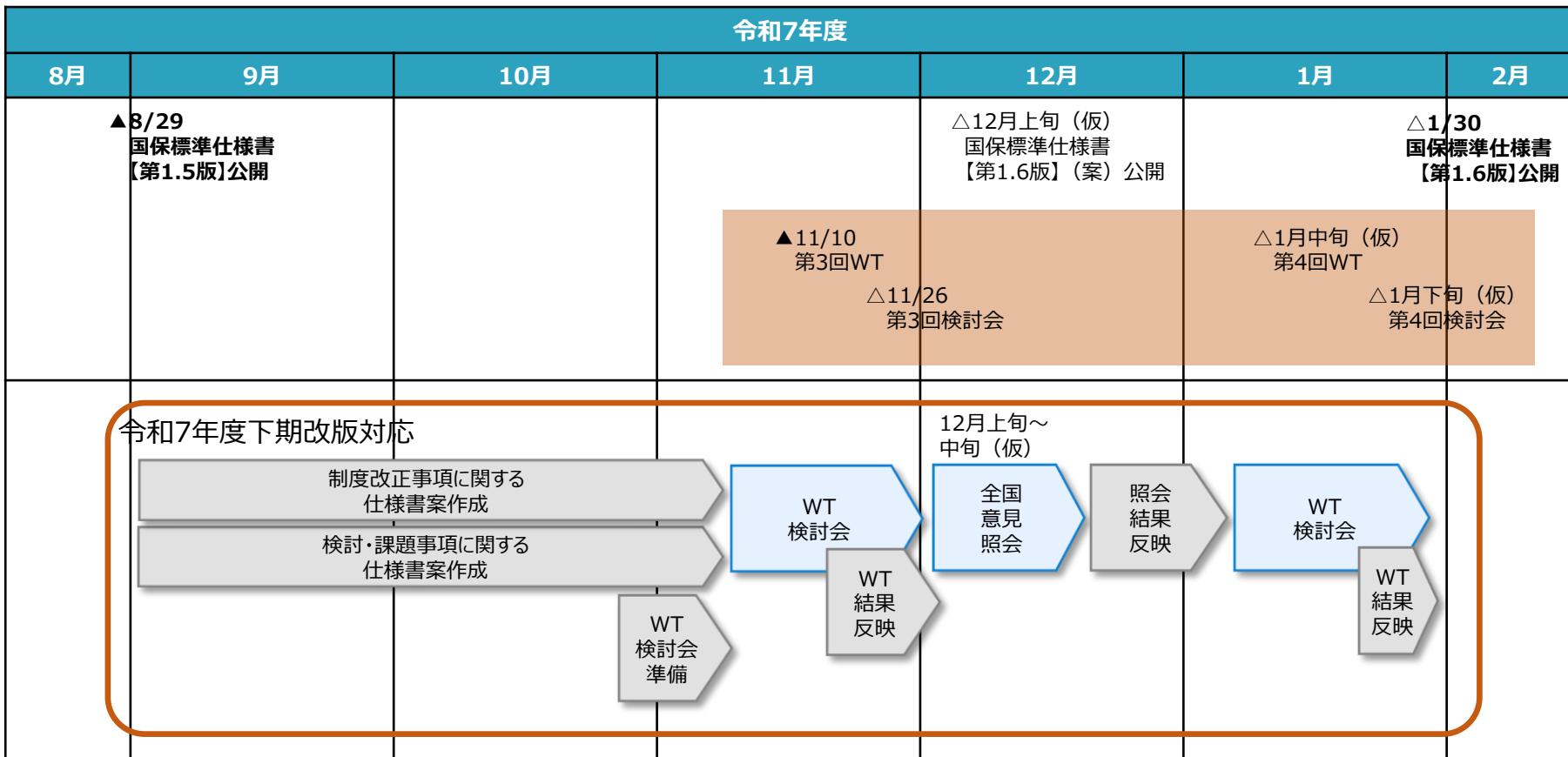
備考：

追加

6. 今年度下期スケジュール

令和8年1月末に予定している標準仕様書【第1.6版】の公開までのスケジュールを以下に示す。（グレーの網掛け箇所は事務局作業）

 : 事務局が実施する作業  : 検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。